

町長選挙及び町議会議員選挙に係る
公費負担（選挙公営）の手引き
（自動車・ビラ・ポスター）

令和5年4月

葛巻町選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、葛巻町長選挙及び葛巻町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについてまとめたものです。

目次

第1章 公費負担制度の概要	1
1 公費負担制度とは.....	1
2 公費負担の種類	1
3 対象となる候補者.....	1
4 公費負担の限度額.....	2
5 諸手続き	3
第2章 公費負担の手続き	6
1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）	6
2-1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）	8
2-2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）	10
2-3 選挙運動用自動車の使用（運転手）	12
3 選挙運動用ビラの作成	14
4 選挙運動用ポスターの作成	16
第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q & A	18
1 共通事項	18
2 自動車の借入れ	19
3 自動車の借入れ	21
4 運転手の雇用	22
5 選挙運動用ビラの作成	23
6 選挙運動用ポスターの作成	24
7 選挙運動用通常ハガキの交付・郵送	25

第1章 公費負担制度の概要

1 公費負担制度とは

この制度は、町長選挙及び町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、供託物が没収されない候補者に限り、条例で定められた限度額の範囲内で町が各契約業者等に直接その費用を支払うものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、公職選挙法及び町の条例で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは次の3つとなります。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラ
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

これらのほか、指定郵便局から選挙運動用の通常ハガキの交付を受けることができます。

3 対象となる候補者

公費負担制度においては、公費負担の対象者となる候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者について、全て自己負担となります。

【供託物没収点】

- ・町長選挙の場合 $\text{有効投票総数} \times 1 / 10$
- ・町議会議員選挙の場合 $\text{有効投票総数} \div \text{議員定数} \times 1 / 10$

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分		公費負担の対象	限度額
1	一般運送契約 (ハイヤー、タクシーの借上)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(1日につき1台に限る)	1日につき 64,500円
2	①自動車の借入	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(1日につき1台に限る)	1日につき 16,100円
	②燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	選挙運動日数 ×7,700円
	③運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額(1日につき1人に限る)	1日につき 12,500円

※ 上記1と2の契約に係る公費負担は、同一の日において、併用することができません。同一の日において、1と2の双方の契約をしていた場合、どちらの契約を公費負担とするか選択する必要があります。

※ 選挙が無投票となった場合は、届出日(告示日)1日のみが対象となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	作成限度枚数	限度額 (1枚あたり単価)
町長選挙	5,000枚	7円73銭
町議会議員選挙	1,600枚	

【例1】町長選挙運動用ビラ5,500枚の作成を38,500円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、 $38,500円 \div 5,500枚 = 7円$ になります。

この場合の作成単価は限度額以下となっていますが、作成枚数が上限を超えているため、公費負担となるのは $7円 \times 5,000枚 = 35,000円$ までとなります。

この額を超える分の3,500円は、候補者の負担となります。

【例2】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を40,000円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、 $40,000円 \div 5,000枚 = 8円$ になります。

この場合の作成枚数は限度枚数以下となっていますが、作成単価が上限を超えているため、公費負担となるのは $7円73銭 \times 5,000枚 = 38,650円$ までとなります。

この額を超える分の1,350円は、候補者の負担となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

内容等	作成限度枚数	限度額（1枚あたり単価）
選挙運動用ポスターの作成 （概ね縦45cm×横45cm以内）	ポスター 掲示場数	$(541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}) \div \text{ポスター掲示場数}$ ※1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とします。

【例1】ポスター掲示場数が156箇所、選挙運動用ポスター200枚の作成を500,000円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、 $500,000 \text{ 円} \div 200 \text{ 枚} = 2,500 \text{ 円}$ になります。

また、1枚あたりの限度額は、 $(541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times 156 \text{ 箇所} + 316,250 \text{ 円}) \div 156 \text{ 箇所} = 2,569 \text{ 円}$ となります。

この場合の作成単価は限度額以下となっていますが、作成枚数が上限を超えているため、公費負担となるのは $2,500 \text{ 円} \times 156 \text{ 枚} = 390,000 \text{ 円}$ までとなります。

この額を超える分の110,000円は、候補者の負担となります。

【例2】ポスター掲示場数が156箇所、選挙運動用ポスター156枚の作成を468,000円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、 $468,000 \text{ 円} \div 156 \text{ 枚} = 3,000 \text{ 円}$ になります。

また、1枚あたりの限度額は、 $(541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times 156 \text{ 箇所} + 316,250 \text{ 円}) \div 156 \text{ 箇所} = 2,569 \text{ 円}$ となります。

この場合の作成枚数は限度枚数以下となっていますが、1枚あたりの単価が上限を超えているため、公費負担となるのは $2,569 \text{ 円} \times 156 \text{ 枚} = 400,764 \text{ 円}$ までとなります。

この額を超える分の67,236円は、候補者の負担となります。

5 諸手続き

(1) 契約の締結と届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届け出なければなりません。

ア 届出先 葛巻町選挙管理委員会

イ 届出期日 契約が立候補届出より前の場合・・・立候補届出の時
契約が立候補届出より後の場合・・・契約締結後直ちに

ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

【留意事項】

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要となります。
- ・契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

(2) 確認申請

下記アについて公費負担の適用を受けようとする場合は、選挙管理委員会への確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書は、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先 葛巻町選挙管理委員会

エ 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から交付します。
- ・交付を受けた確認書は、直ちに各業者等に提出してください。
- ・確認書は、各業者等が代金を請求する際に請求書に写しを添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

上記(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、各業者等に1部を交付しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、各業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した各業者等からの請求に基づき、町が各業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類	
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約 による場合（ハイヤー・タクシー）	①請求書【様式第 15 号】 ②請求内訳書【様式第 15 号別紙 1】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 10 号】	
	上記以外の契約による場合	自動車の借入	①請求書【様式第 15 号】 ②請求内訳書【様式第 15 号別紙 2】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 10 号】
		燃料代	①請求書（選挙運動用自動車の燃料代）【様式第 16 号】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量及び給油金額が分かるもの） ②請求内訳書【様式第 16 号別紙】 ③選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第 11 号】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号】
		運転手の報酬	①請求書（選挙運動用自動車の運転手）【様式第 17 号】 ②請求内訳書【様式第 17 号別紙】 ③選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第 12 号】
選挙運動用ビラの作成		①請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第 18 号】 ②請求内訳書【様式第 18 号別紙】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 13 号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】	
選挙運動用ポスターの作成		①請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第 19 号】 ②請求内訳書【様式第 19 号別紙】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 14 号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】	

イ 請求書提出の際の注意事項

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合があります。

ウ 請求書の提出先

〒028-5495

岩手県岩手郡葛巻町葛巻第 16 地割 1 番地 1 葛巻町選挙管理委員会事務局

T E L 0195-65-8982

第2章 公費負担の手続き

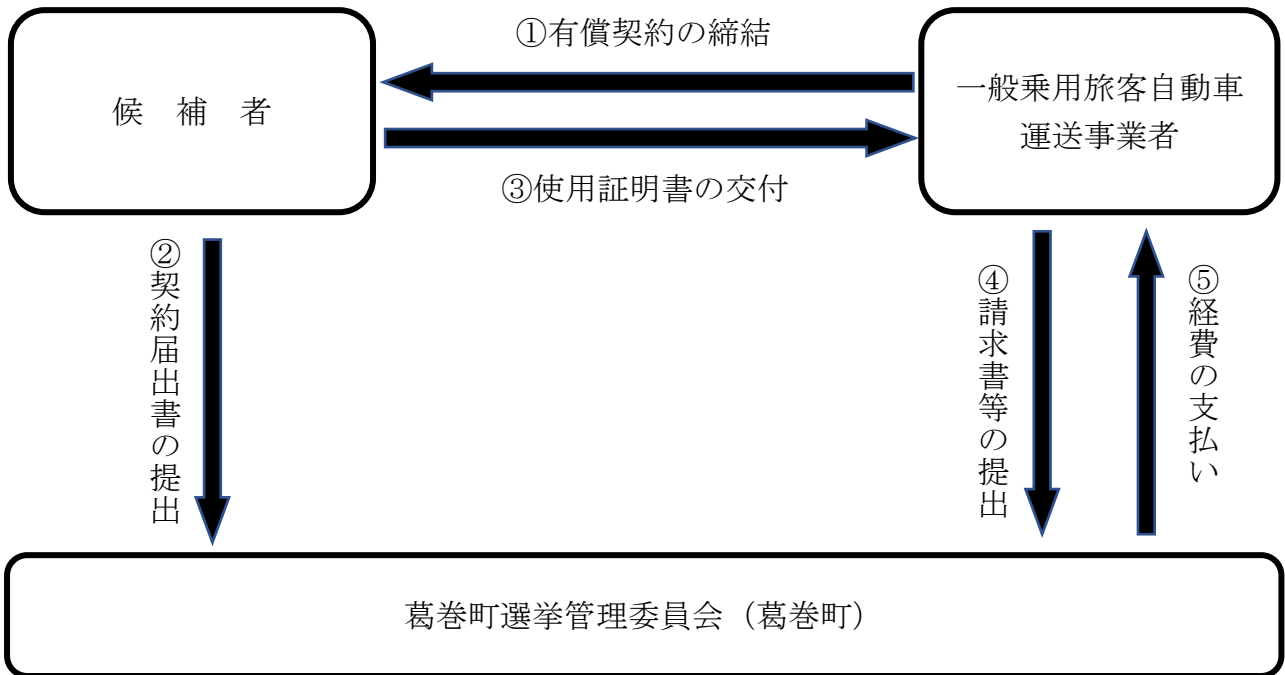
1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー） （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
事前提出 (立候補の届出日 以後4日以内)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
	契約書の写し	
請求時提出	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号別紙1】	

選挙運動用自動車の使用（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）

※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書(写)
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
④	請求書等の提出 (運送事業者⇒葛巻町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第15号別紙1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (葛巻町⇒運送事業者)		

※ 供託物が没収される候補者の経費については、葛巻町に④の請求をすることはできません。

※ 葛巻町に対する上記の請求については、葛巻町選挙管理委員会で受け付けます。

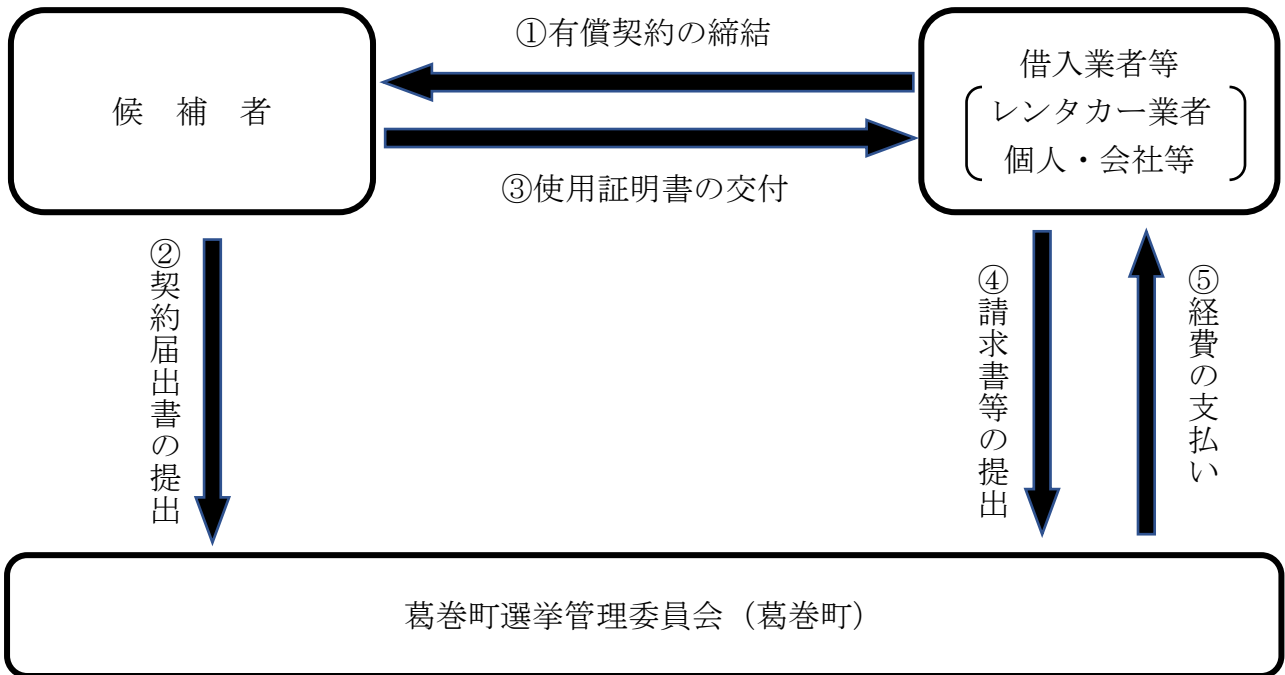
2-1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
事前提出 (立候補の届出日 以後4日以内)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
	契約書の写し	
請求時提出	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号別紙2】	

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書(写)
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
④	請求書等の提出 (借入業者等⇒葛巻町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第15号別紙2】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (葛巻町⇒借入業者等)		

※ 供託物が没収される候補者の経費については、葛巻町に④の請求をすることはできません。

※ 葛巻町に対する上記の請求については、葛巻町選挙管理委員会で受け付けます。

2-2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

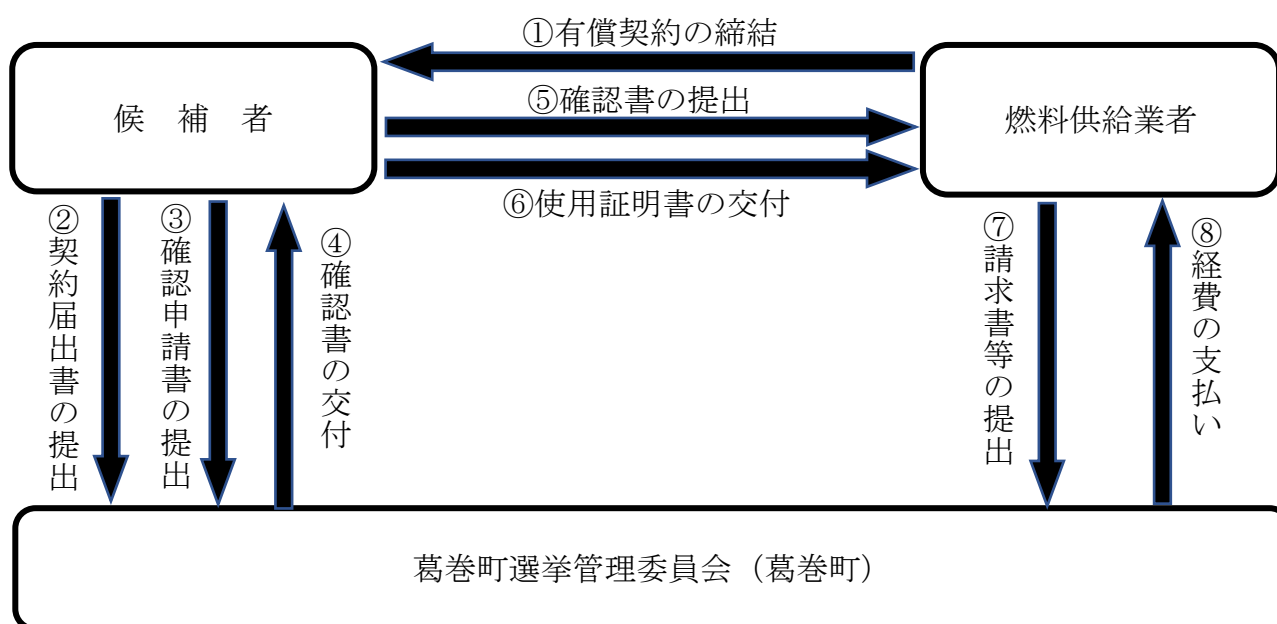
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
事前提出 (立候補の届出日 以後4日以内)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
	契約書の写し	
請求前提出	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
請求時提出	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第11号】	
	請求書（選挙運動用自動車の燃料代） 【様式第16号】	
	請求内訳書 【様式第16号別紙】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用（燃料代）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書(写)
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 (様式第7号)	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第11号】	給油伝票(写)
⑦	請求書等の提出 (燃料供給業者⇒葛巻町)	請求書(選挙運動用自動車の燃料代) 【様式第16号】 請求内訳書 【様式第16号別紙】	④の確認書(写) ⑥の使用証明書 給油伝票(写)
⑧	経費の支払い (葛巻町⇒燃料供給業者)		

※ 供託物が没収される候補者の経費については、葛巻町に⑦の請求をすることはできません。

※ 葛巻町に対する上記の請求については、葛巻町選挙管理委員会で受け付けます。

2-3 選挙運動用自動車の使用（運転手）

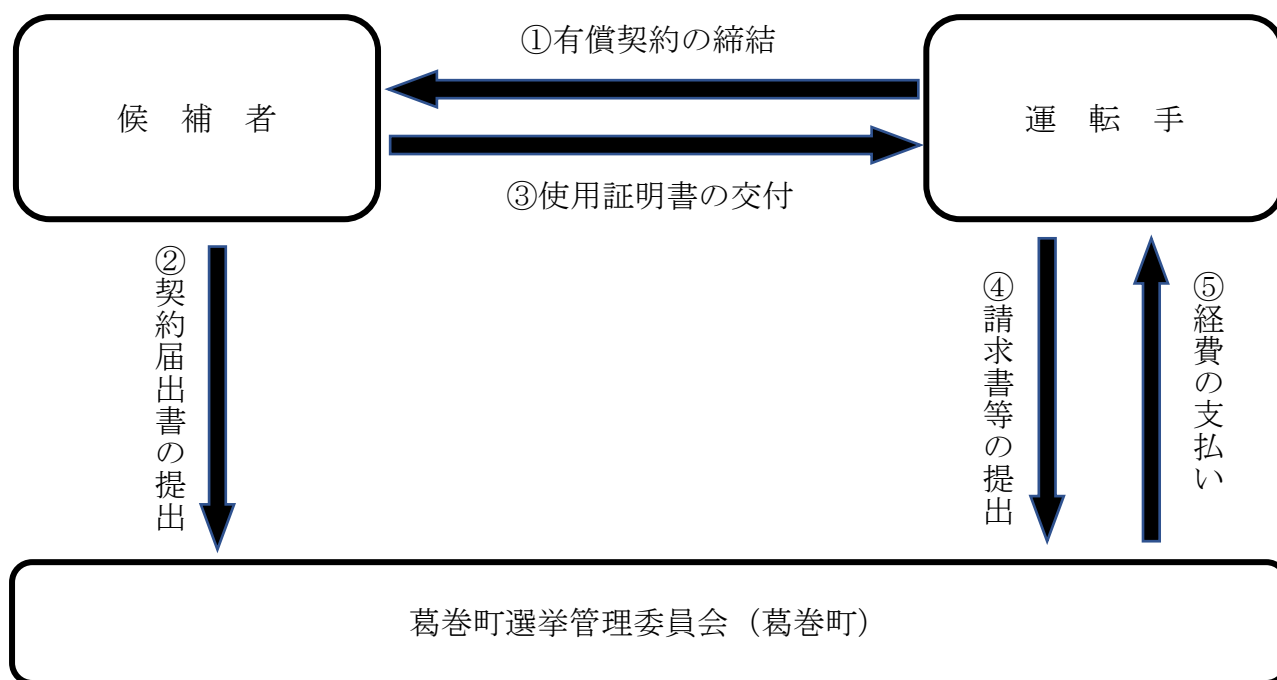
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
事前提出 (立候補の届出日 以後4日以内)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
	契約書の写し	
請求時提出	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第12号】	
	請求書（選挙運動用自動車の運転手） 【様式第17号】	
	請求内訳書 【様式第17号別紙】	

選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手雇用契約書	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書(写)
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第12号】	
④	請求書等の提出 (運送事業者⇒葛巻町)	請求書(選挙運動用自動車の運転手) 【様式第17号】 請求内訳書 【様式第17号別紙】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (葛巻町⇒運転手)		

※ 供託物が没収される候補者の経費については、葛巻町に④の請求をすることはできません。

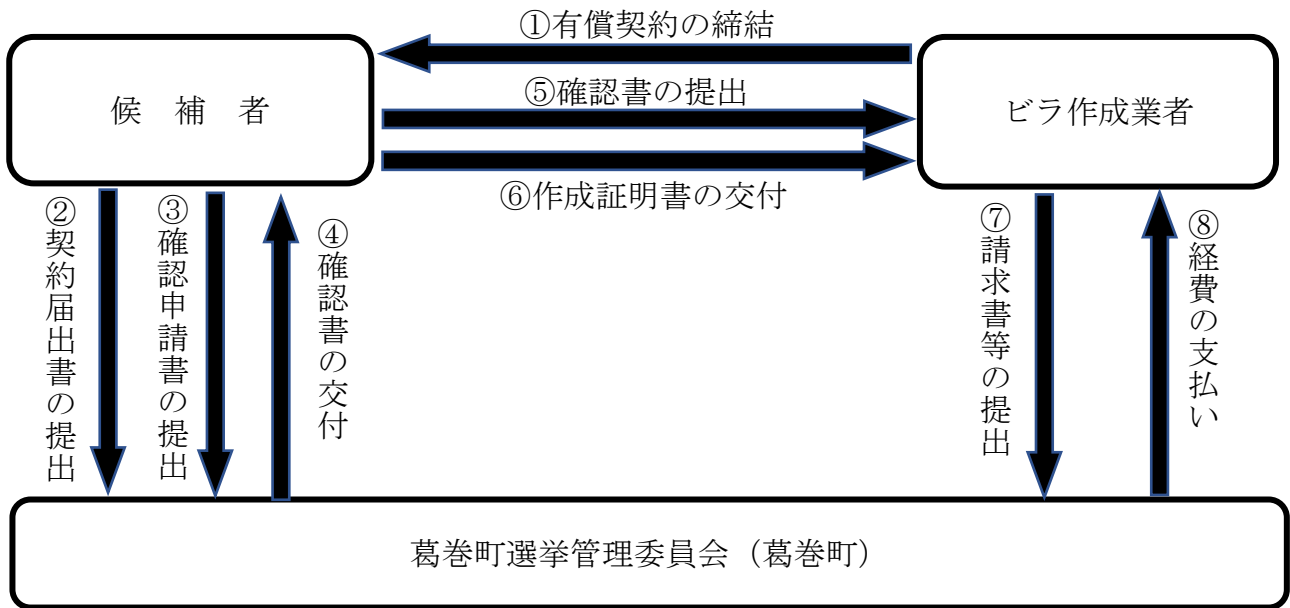
※ 葛巻町に対する上記の請求については、葛巻町選挙管理委員会で受け付けます。

3 選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
事前提出 (立候補の届出日 以後4日以内)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	
	契約書の写し	
請求前提出	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
請求時提出	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第13号】	
	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第18号】	
	請求内訳書 【様式第18号別紙】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書(写) 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 (様式第8号)	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第13号】	
⑦	請求書等の提出 (ビラ作成業者⇒葛巻町)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第18号】 請求内訳書 【様式第18号別紙】	④の確認書(写) ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (葛巻町⇒ビラ作成業者)		

※ 供託物が没収される候補者の経費については、葛巻町に⑦の請求をすることはできません。

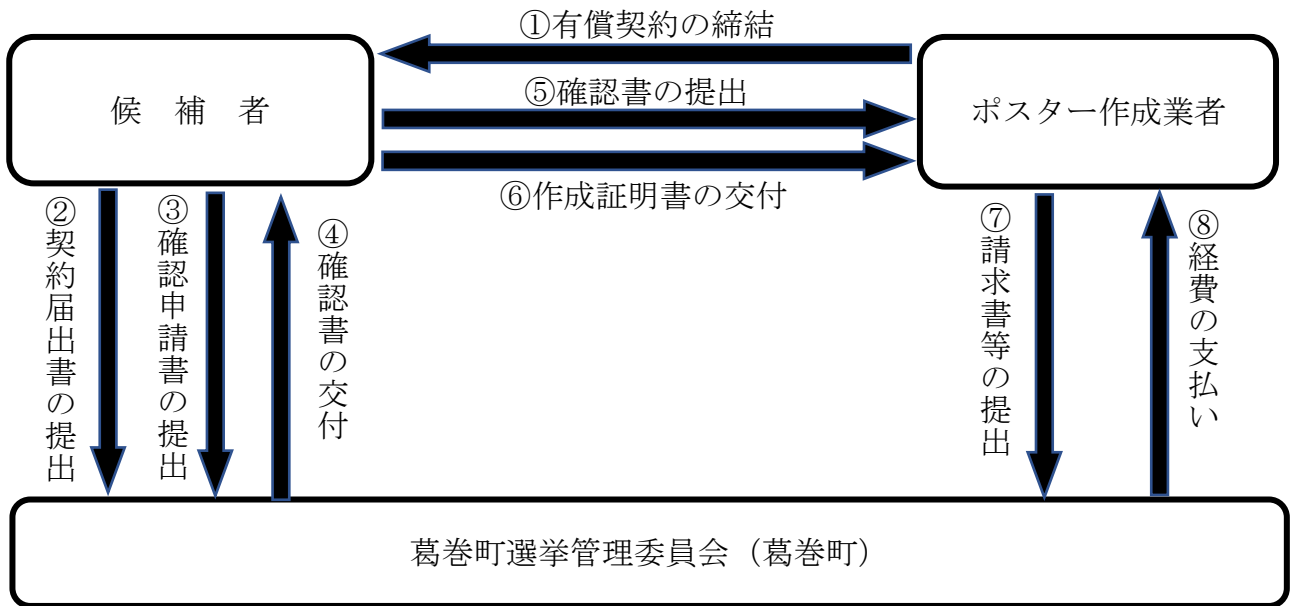
※ 葛巻町に対する上記の請求については、葛巻町選挙管理委員会で受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
事前提出 (立候補の届出日 以後4日以内)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	
	契約書の写し	
請求前提出	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
請求時提出	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】	
	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第19号】	
	請求内訳書 【様式第19号別紙】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書(写) 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (様式第9号)	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】	
⑦	請求書等の提出 (ポスター作成業者⇒葛巻町)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第19号】 請求内訳書 【様式第19号別紙】	④の確認書(写) ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (葛巻町⇒ポスター作成業者)		

※ 供託物が没収される候補者の経費については、葛巻町に⑦の請求をすることはできません。

※ 葛巻町に対する上記の請求については、葛巻町選挙管理委員会で受け付けます。

第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、葛巻町長選挙及び葛巻町議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙（国政選挙等）とは制度の内容に異なる点がありますので、ご注意ください。

1 共通事項

Q 1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題があります。

A 1 条例はあくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について有権者に説明できるよう適正な契約を行ってください。

Q 2 選挙運動費用の交付負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 2 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限までを公費負担しますが、上限に満たない場合は実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用（作成）証明書の契約業者への交付は、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A 3 それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者に交付することになります。

Q 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となりますか。

A 4 町に提出された公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

2 自動車の借入れ

Q 1 公費負担の対象となるのは、どのような自動車ですか。

A 1 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両となります。なお、候補者1人につき1台となります。

Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担の対象となりますか。

A 2 選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。したがって、公費負担の対象は選挙運動用自動車1台分のみとなります。

Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 3 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみとなります。

Q 4 レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 4 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用(看板やスピーカーのレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳が確認できる書類が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 5 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間であり、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分のみが公費負担の対象期間となります。

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書の契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 6 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載しますので、選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、そのおりの契約期間を記載することになります。

ただし、公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は、公費負担の対象外となります。

Q7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。

A7 自動車借入れに対する公費負担制度は、1日あたりの借入金額に基づく制度になっていますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合は、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」というように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約する場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が、公費負担の対象となります。

Q8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A8 次のア又はイに該当する場合のみ公費負担の対象となります。

ア 一般乗用旅客自動車運送事業者とのハイヤー契約（自動車の借入れ、運転手の雇用、燃料の供給の一括契約）による借入れ

イ ア以外の者からの自動車の借入れ（ただし、候補者と生計を一にする親族がレンタカー業を営んでいる場合は当該親族からの借入れも可能ですが、当該親族がレンタカー業を営んでいない場合は当該親族からの借入れはできません。）

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車の借入れをする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。

A9 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について有権者に説明できるよう適正な契約を行ってください。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば公費負担の請求をすることができますか。

A10 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでおり、業務として自動車を貸し出す場合は公費負担の対象となります。

Q11 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車の借入れ、運転手の雇用、燃料の供給の一括契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点がありますか。

A11 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

3 自動車の借入れ

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。

A 1 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700 円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 2 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q 3 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか。

A 3 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 4 公費負担請求時には、給油伝票の写しを添付していただきますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要となります。

4 運転手の雇用

Q 1 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらう場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 1 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結をしている場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 2 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は、対象となりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A 3 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人となります。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。ただし、同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 4 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象になりません。

Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 5 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象となりません。

5 選挙運動用ビラの作成

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなものですか。

A 1 公職選挙法第 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

【参考】公職選挙法 抜粋

(文書図画の頒布)

第 142 条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1) ～ (6) 略

(7) 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 2,500 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 5,000 枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 800 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 1,600 枚

Q 2 選挙運動用ビラには、規格など制約がありますか。

A 2

- ・枚数…町長選挙 5,000 枚以内、町議会議員選挙 1,600 枚以内
- ・種類…2 種類以内
- ・規格…長さ 29.7cm×幅 21cm (A 4 版以内) ※両面印刷が可能
- ・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載しなければなりません。
- ・証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか。

A 3 次の方法又は場所において頒布することができます。

- ・新聞折込による頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 4 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

6 選挙運動用ポスターの作成

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか。

A 1 公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象となります。

【参考】公職選挙法 抜粋

(文書図画の掲示)

第 143 条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 4 号の 2 及び第 5 号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

(1) ～ (4) 略

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第 86 条の 3 第 1 項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

Q 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A 2 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。（ただし、金額、作成枚数に上限があります。）

対象費用としては、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常ハガキも一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

A 3 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となり、通常ハガキの印刷費用は対象となりません。

Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 4 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いてデザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費を区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

7 選挙運動用通常ハガキの交付・郵送

Q 1 選挙運動用通常ハガキの交付又は郵送にあたって、注意すべき点がありますか。

A 1 候補者は、選挙運動のために選挙運動用通常ハガキを無料で頒布することができます。

選挙運動用通常ハガキを使用できる枚数は、町長選挙の場合は2,500枚、町議会議員選挙の場合は800枚までと定められています。

選挙運動用通常ハガキの交付は、盛岡中央郵便局が指定する窓口で交付を受ける方法又は手持ちの通常ハガキ（私製を含む）に盛岡中央郵便局で選挙用の表示を受けて選挙郵便物にあてる方法があります。ただし、通常ハガキを購入した場合、その代金は候補者の負担となります。

また、通常ハガキを差し出す際は直接ポストに投函せず、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて盛岡中央郵便局が指定する窓口へ差し出してください。郵便ポストに投函しても配達されません。

Q 2 選挙運動用通常ハガキを路上で有権者に手渡ししようと思いますが可能ですか。

A 2 通常ハガキの頒布は、郵送に限られています。郵便局の窓口から発送してください。

通常ハガキを路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

Q 3 選挙運動用通常ハガキの作成に要する費用について、公費負担が受けられますか。

A 3 選挙運動用通常ハガキの作成に要する費用は、国政選挙に限り公費負担の対象となっていますが、町長選挙及び町議会議員選挙においては公費負担の対象外となります。